

暴力団 排除条例

令和5年7月1日から
改正条例が施行されます



暴力団を 恐れない

暴力団を 利用しない

暴力団に 金を出さない

暴力団と 交際しない

宮城県警察

【ホームページアドレス】 <https://www.police.pref.miyagi.jp>

改正の概要

1

努力義務

祭礼等における措置規定の新設

- 祭礼、花火大会、興行等の主催者又は運営者に対し、行事運営に暴力団又は暴力団員を関与させない措置を講ずるように努めることを規定

2

罰則あり

暴力団事務所の開設及び運営の禁止規定の新設

- 学校、児童福祉施設等の周囲 200メートルの区域内に開設及び運営を禁止
- 都市計画法に規定する住居系用途地域及び商業系用途地域に開設及び運営を禁止

3

罰則あり

暴力団事務所に青少年を立ち入らせる行為の禁止規定の新設

- 暴力団員が活動拠点としている暴力団事務所に青少年を立ち入らせる行為を禁止

4

罰則あり

暴力団排除特別強化地域における禁止行為規定の新設

- 暴力団排除特別強化地域及び特定営業者の指定
- 暴力団排除特別強化地域内における禁止行為（暴力団員及び特定営業者に対する両罰規定）
- 特定営業者に対し、自首減免規定あり

5

罰則あり

立入り等の調査規定の新設

- 以下の禁止規定に違反する行為が行われた場合に建物への立入り、暴力団員への質問等の調査権限を規定
- 上記2の都市計画法に規定する地域での禁止規定
- 上記3の禁止規定

施行日 令和5年7月1日

1

県民等の役割（努力義務）

祭礼等における措置

祭礼、花火大会、興行等の主催者等は、行事の運営に暴力団又は暴力団員を関与させないように努めること。



2

禁止措置

(1) 暴力団事務所の開設及び運営禁止

学校等の周囲200メートルの区域内において、暴力団事務所を開設、又は運営してはならない。

- 違反した場合は「罰則」
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

(2) 暴力団事務所の開設及び運営禁止

都市計画法に規定する地域において、暴力団事務所を開設、又は運営してはならない。

- 違反した場合は「行政命令」
- さらに違反した場合は「罰則」
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

(3) 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止

正当な理由なく、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせてはならない。

- 違反した場合は「行政命令」
- さらに違反した場合は「罰則」
(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

(4) 暴力団排除特別強化地域における特定営業者、暴力団員の禁止行為

特定営業者に対し、自首減免規定あり

- ① 特定営業者は、暴力団員から用心棒の役務の提供を受けてはならない。
(暴力団員が用心棒の役務を提供することも禁止)
- ② 特定営業者は、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受ける対償として、又は、営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として金品等の供与をしてはならない。
(暴力団員が金品等を受領することも禁止)

- 違反した場合は「罰則」
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)



※ 暴力団排除特別強化地域

仙台市青葉区（国分町一丁目～三丁目、一番町一丁目～四丁目、立町、春日町、大町一丁目～二丁目、中央一丁目～四丁目、花京院一丁目）、仙台市宮城野区（榴岡一丁目～二丁目）、その他公安委員会規則で定めるもの

※ 特定営業者

風俗営業（キャバクラ、クラブ、パチンコ店等）、性風俗関連特殊営業（ソープランド、ファッションヘルス、デリバリーヘルス）、特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ、ライブハウス等）、接客業務受託営業（コンパニオン派遣業）、飲食店営業（居酒屋、レストラン、寿司屋等）、風俗案内業（風俗案内所）、客引き・スカウト業（路上における客引きや呼び込み、ピラ配り、スカウト）

暴力団排除条項の導入と 表明・確約書の積極的な活用

暴力団排除条例に規定されているように、県、県民、事業者は、県の経済活動の健全な発展のため、それぞれが連携して、暴力団排除活動を推進することとしています。



1 「暴力団排除条項」とは？

契約書面や約款等に、

- 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
- 取引開始後反社会的勢力と判明した場合には、取引等を解約することを明記した特約条項のこと。

※暴力団排除条例第17条・18条に、暴力団排除条項を整備するよう努める旨が規定されています。

2 「表明・確約書」とは？

契約する際に、契約の相手方から、

- 自分は暴力団等反社会的勢力ではないこと
 - 反社会的勢力との関係がないこと
 - 暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと
 - 下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を利用しないこと
- 等を表明させ、これに違反した場合や虚偽の申告をした場合に、
- 無催告で契約解除に応じること
 - これによって生じた損害を契約者の責任とすること
- 等を確約させる書類のこと。

「暴力団排除条項」によって、企業としての暴力団排除の姿勢を示すことができ、契約の相手方を牽制することができますし、「表明・確約書」によって、契約をする際に、直接本人から「暴力団等反社会的勢力ではないこと」を確認することができます。

暴力団排除条例に関する
Q&Aについては、
宮城県警のホームページで
確認できます。

暴力団排除条例に関するご質問先

宮城県警察本部暴力団対策課

☎ 022-221-7171

暴力団相談電話

☎ 022-222-8930

